

佐久市立東小学校

非違行為防止マニュアル 一非違行為根絶のために一

公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務していることから、一般市民以上に厳しい、高度の行為規範が要求されています。特に、児童の教育に携わる私たち教育公務員は、他の公務員に比べてもさらに高い倫理観が要求されており、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めることが求められます。本校教職員一人ひとりが共通認識を持って非違行為の根絶に取り組むことができるようになります。

内容

I 飲酒運転根絶のために	2
II 交通事故・交通違反防止のために	3
III 体罰根絶のために	4
IV セクシャル・ハラスメント根絶のために	6
V わいせつ行為防止のために	7
VI 個人情報持ち出し等による漏洩防止のために	9
VII 公金等の不正経理根絶のために	10
VIII その他の非違行為根絶のために	11
セクハラ・わいせつ行為の情報が寄せられた場合のマニュアル	12

佐久市立東小学校（制定 平成 28 年 12 月 令和 4 年 2 月 1 日改訂）

I 飲酒運転根絶のために

飲酒運転とは、酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。

- ・酒酔い運転…酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）で運転した場合
- ・酒気帯び運転…呼気1リットル当たり0.15ミリグラム以上アルコールを保有する状態で運転した場合

○事例

【事例1】

A教諭は、学校行事の打上げに参加するため、自家用車で会場に向かった。一次会でビールをジョッキ2杯と日本酒約2合を飲み、次に同僚3人と二次会を行った。二次会では、ウーロン茶を飲んで過ごし、その後、運転代行車を手配したが混んでおり、車の中で代行車を待っていたが「二次会で飲んでいないし、時間経っているから大丈夫だろう」と思い、自分で運転して帰ることにした。運転中、前方不注意により、赤信号で停車している車に追突し、相手方に頸椎捻挫により全治2週間の軽傷を負わせる人身事故を起こした。

【事例2】

B教諭は、友人との懇親会に参加するため、自家用車で会場に向かった。居酒屋でビールをジョッキ3杯と焼酎をコップ4杯飲んだ後、車の中で朝まで眠ろうとしたが、3時間後に目が覚めたため、帰宅しようと自ら運転し、検問中の警察官に呼び止められた。呼気検査を受けたところ、呼気1リットル当たり0.25ミリグラムのアルコールが検出された。

【事例3】

C教諭は、自宅において一人でビール大瓶2本、日本酒コップ3杯を飲酒し、午前1時頃就寝した。翌朝、多少アルコールが残っているとは感じたものの「飲んだのは昨日だから大丈夫だろう」と判断し、自動車を運転して出勤する途中、信号のない交差点で他の自動車に接触する物損事故を起こした。警察による事故処理中に、呼気からアルコール臭がすると指摘され、呼気検査を受けたところ呼気1リットル当たり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。

○ 事例から学ぶこと

- ① 飲酒する当日には、車で出勤しない、または会合前にあらかじめ自宅に車を置きに行くなど、飲酒する場所には、自動車で出かけないようにすることが大切である。
- ② 学校の歓送迎会等の場合、教頭は、当日に私用自動車を使用して出勤した職員の有無を確認し、使用して出勤した職員については、当該職員の理解と協力を得て、いったん家に車を置いてくる、鍵を預かる等職員による飲酒運転を未然に防止するための具体的措置を講ずる必要がある。
- ③ 「代行運転を頼もうと思ったが携帯の電源が切れていてつながらなかった」「代行運転で自宅近くまで行ったが、車庫入れは自分で行い事故を起こした」等の事例が多発している。安易な代行運転の利用は慎む。
- ④ A教諭と二次会を行った同僚職員は、絶対にAが自分で運転することのないよう注意喚起をする等の互いの声かけも必要である。

- ⑤ 飲んだ後に「時間が経っているから大丈夫だろう」という自分勝手な判断はせず、量の多少にかかわらず、飲酒したら絶対に運転しないという強い意志を持つことが必要である。
- ⑥ 夜遅くまで飲酒した場合には、翌朝の自動車の運転を控えるようにしなければならない。
- ⑦ 「飲んだのは昨日だから大丈夫だろう」という自分勝手な判断は危険である。

○ 私たちができること

〈個人としてできること〉

- ① 飲酒があるときは車を運転して行かない。
 - ② 少量でも「飲んだら乗るな」の意識を徹底する。
 - ③ 代行車が見つからない場合は、タクシーで帰宅するという意識を徹底する。
 - ④ 休憩・仮眠したからといって、酔いが醒めたと勝手に判断しない。
 - ⑤ 飲酒後出かけなければならないときは、タクシー等公的交通機関を利用する。
 - ⑥ 深酒をしない意識の徹底を徹底する。深酒をした場合は、翌日自家用車の運転をしない。⑦ 翌日車を運転しなければならないときは、午後10時までに飲酒をやめ、十分に（8時間以上）休憩を取る。
- （1単位…日本酒1合、またはビール500mlが体内で分解されるには4時間必要。2単位なら8時間必要なことをきちんと理解をする。）

〈同僚・管理職としてできること〉

- ① 飲酒運転の根絶について職員へ周知徹底する。
- ② 飲酒時には運転をしないよう、声を掛け合える職場の雰囲気作りをする。
- ③ 誰が車を運転ってきて飲酒しているのかを把握し、解散時は車を運転しないことを確認する。
- ④ 運転者には飲酒を強要しない。

×

×

×

×

×

×

やめよう！飲酒運転!!!

×

×

×

×

×

×



○ チェックポイント

- 飲酒する際は、節度ある適度な飲酒をしていますか。
- 飲酒する場所には、自動車で出かけないようにしていますか。
- 量の多少にかかわらず、微量であっても、飲酒したら絶対に自動車を運転しないという強い決意がありますか。
- 夜遅くまで飲酒した場合には、翌朝の自動車の運転をしないようにしていますか。
- 「少し酔いを覚ませば大丈夫」という安易な判断が、重大な事故につながることを認識していますか。

- 自動車を運転する者に酒をすすめた者も同罪であるという認識がありますか。
- 酒気帯び運転の根絶のため、学校全体で具体的な対策を講じて取り組んでいますか

II 交通事故・交通違反防止のために

スピード違反は、道路交通法により、最高速度より30km/h以上超過した場合（高速道路は40km/h以上）は犯罪となり、刑罰が課せられる。なお、30km/h未満超過した場合は、反則金が課せられる。一時停止や安全確認を怠ったことによる交通事故は、犯罪となり刑罰が課せられることがある。

○ 事例

【事例1】

A教諭は、私用で自家用車を運転し帰宅する途中、交差点を青信号で右折進行する際、十分安全確認をしないまま進行し、横断歩道上を自転車で横断中の被害者に自動車を衝突させた。被害者は、翌日頭蓋底骨折等の傷害で死亡した。

【事例2】

B教諭は、通院のため自家用車を運転中、助手席に落ちたバッグに脇見をし、対向車線を進行してきた貨物自動車に衝突し、運転者に加療約1か月を要する傷害を負わせた。C教諭は、通院のため自家用車を運転中、赤信号で停車していた乗用車に追突し、運転者に加療約1週間を要する傷害を負わせた。また、この2件の事故について、服務上の報告義務を怠った。

【事例3】

D教諭は、私用で自家用車を運転中、中央自動車道長野線に設置された速度違反自動取締装置により54km/h超過を検知され検挙された。

○ 事例から学ぶこと

- ① ゆとりのない運転や不注意、気の緩みが重大な事故を引き起こすという意識が薄い。
- ② 「自分は大丈夫」「安全だろう」といった自分勝手な解釈・過信があり、運転者としての危険予測が甘い。
- ③ 自動車を運転する際には、指定速度や一時停止などの交通法規を遵守し、時間的にも精神的にもゆとりを持って運転することが大切である。

○ 私たちができること

〈個人としてできること〉

- ① 安全運転の徹底を行う。
- ② 教育公務員としての意識徹底をする。
- ③ 不注意で起こした事故が、被害者・加害者へ与える影響について熟知する。
- ④ 時間に余裕を持った行動をする。
- ⑤ 車両点検を心がける。

⑥ 車検、運転免許証の有効期限をチェックする。

<同僚・管理職としてできること>

① 安全運転について職員へ周知徹底する。

② 会合受け付け開始時刻の30分前到着を目途にした出発時刻の徹底をする。

③ 通勤経路の遵守について職員へ周知徹底する。

○ チェックポイント

□ 自動車を運転する際には、時間的にも精神的にもゆとりを持っていますか。

□ 会合に出かける際は、30分前に到着できるよう行動していますか。

□ 指定速度や一時停止などの交通法規を遵守していますか。（スピード違反防止の意識は、非違
行為防止意識のバロメーターと言われています）

□ ライトの早め点灯を心がけていますか。

□ 交通法規の遵守を職員同士が注意し合える職場環境となっていますか。

□ 交通違反・事故を起こした場合は、速やかに管理職に報告していますか。

III 体罰根絶のために

体罰とは、生徒に対する懲戒であって、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、
被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させ
る等）に当たると判断されるものをいう。

○ 事例

【事例1】

A教諭は、部活動指導中、生徒が練習に真剣に取り組んでいなかったため口頭で指導したところ、
生徒が反抗的な態度を取ったため、かつとなって、頭部を拳骨で数回叩き、腹部や足を蹴った。生
徒は、頭部打撲、下腿打撲の負傷をし、3日間欠席した。A教諭は、部活動での体罰はある程度許
されるという思いがあったが、生徒は、体罰の恐怖から、その後、A教諭の授業を受けられなくな
った。

【事例2】

B教諭は、担任する教室で、生徒の言動に対して指導する目的で、平手で頬を叩きはらす体罰を行
った。また、同教諭は、当時担任していた学級の生徒に対して、言動を指導する目的で頭を叩く、
平手で頬を叩く等の体罰を行い、校長より体罰は厳禁である旨厳しく指導を受けたにもかかわら
ず、以降担任する学級の生徒に対して繰り返し体罰をしたことも判明した。

【事例3】

C教諭は、学年宿泊行事で訪れた宿舎内において、生徒のとった行動を指導する目的で、男子生
徒3名に乱暴な言葉を浴びせながら平手で頬を叩く、腹部を足で蹴る等の体罰を行い、生徒に怪我
を負わせた。

○ 事例から学ぶこと

- ① 感情的な暴力は、冷静さを欠いた、腕力に頼る誤った行為であり、決して指導ではない。
- ② 生徒が指導に従わなかったり、反抗的態度を取ったりした場合においても、一時的な感情に走ることなく、冷静に対応することが必要である。
- ③ 体罰は、被害者の生徒に恐怖を抱かせ、生徒の心に傷を負わせ、信頼関係を壊すものである。
- ④ 「怪我をしなければいいのではないか」ということで、生徒を叩くということは、許されるものではない。被害者のみならず、周囲の生徒に与えた精神的影響は大きい。
- ⑤ 万が一、体罰を行ってしまった場合は、速やかに管理職に報告するとともに、学校として生徒・保護者に謝罪し、理解を得ることが必要である。



○ 私たちができること

〈個人としてできること〉

- ① 体罰は絶対にしないという意識を徹底する。
- ② 特にボールを扱う場合は、冷静に扱う。かつとなってボールをぶつけるなどの行為がないようにしたい。
- ③ スポーツ指導のあり方について再確認する。
- ④ 体罰は絶対にしないという意識を徹底する。

〈同僚・管理職としてできること〉

- ① 校内研修等により、体罰は人を傷つけ、人権を侵害する行為、違法行為であることを再確認する。
- ② 「体罰に教育的効果なし」という意識を持つとともに、生徒指導体制を再確認する。

○ チェックポイント

- 体罰否定の指導観に立った指導体制は確立されていますか。
- 生徒指導に当たっては、指導方針、指導方法の共通理解を図り、全教職員が一致協力して取り組んでいますか。
- 生徒への内面的な指導・援助による学習意欲の喚起と指導方法の工夫改善が行われていますか。
- 生徒が指導に従わなかったり、反抗的態度を取ったりした場合においても、一時的な感情に走ることなく、冷静に対応していますか。
- 生徒の心を傷つける不要な言動や差別的な扱いをしていませんか。
- 教師の懲戒権と生徒の人権について十分な理解を図り、生徒の立場に立った指導が行われていますか。

- 万が一、体罰を行ってしまった場合には、速やかに校長に報告するとともに、学校として保護者に謝罪すると いう共通理解が図られていますか。

IV セクシャル・ハラスメント根絶のために

セクシャル・ハラスメントとは、同僚職員、生徒等の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場以外における性的な言動をいう。

○ 事例

【事例 1】

A教諭（男性）は、I教諭（男性）と、所属校の送別会で飲酒をした際、普段よく雑談をしている女性教諭に性的な冗談を何度か言った。女性教諭は その言葉が嫌でたまらず、悩んだ末に教頭に相談した。



【事例 2】

B教諭（男性）は、女子生徒から悩みがあると相談を受け、放課後に校内の会議室において話を聞いているうちに、生徒を慰めようと手を握ったり、抱擁したりした。

【事例 3】

C教諭（男性）は、校内の準備室で学習していた女子生徒に「ハグ（抱きしめる）しよう」と言葉をかけ、生徒を強く抱きしめた。また、同教諭は、学校近くの場所から、上記とは別の女子生徒と 2 人で学校へ帰る道路において、2回にわたり、手をつなぎながら歩いた。

【事例 4】

学校内でわいせつ容疑＝小学講師を逮捕。長野県内の学校内で 10代の少女にわいせつな行為をしたとして、県警飯田署は強制わいせつ容疑で小学校講師逮捕した。容疑を認めているという。逮捕容疑は 2 回にわたり学校内で 10代少女の身体を触るなどのわいせつな行為をした疑い。

○ 事例から学ぶこと

- ① 性に関する考え方や感じ方は、個人差や男女差があるということを認識する必要がある。
- ② 性に関して対等の関係（年齢的にも、精神的にも）が成立していないと、支配・被支配の関係とみなされかねない。「いやだ」と言って、それが受け入れられる関係でないと、性加害と見なされる。
- ③ 教師と生徒の関係では、拒否できなかったり、嫌だと意思表示できなかったりする場合が多いことを認識する必要がある。学校は、低年齢の子どもが沢山いる特別な環境であり、性加害事件の温床となり得ることを、教師は自覚しないといけない。
- ④ 性加害行動（性犯罪）の動機は、一般に性欲だと思われているが、性欲より支配欲の方が強い。妻や恋人がいる加害者も多い。恋人もいるし、風俗でも遊んだけれど、でも「強姦」をしてみたかったという人もいた。被害者を支配し、警察にも捕まらない「俺ってすごいぜ」という万能感があるので、常習犯になりやすい。認知の偏りがないのか、自己チェック、同僚のチェックを行う必要がある。
- ⑤ 性加害行動は、男性社会の価値観に過剰適応していることが多い。職業的には成功者が多く、お

金もあるから 示談金も払える、もう2度としません、と法廷で真面目に言う。小学校の校長先生がフィリピンで1万件以上買春していた事件があった。しかし、性加害は病気みたいなものなので、再犯率が高い。

○ 私たちができること

〈個人としてできること〉

- ① 教育公務員としての意識を徹底する。
- ② 教育的指導力向上の研鑽をする。
- ③ 保護者と会合を持つ場合（特に飲酒を伴う場合）は、事前に管理職に報告する。個人的なつきあいはしない。
- ④ 未成年者とつきあわない。
- ⑤ 男性社会の価値観に過剰に適応していないか、認知の偏りはないか、常に自己を振り返る。

〈同僚・管理職としてできること〉

- ① 生徒・保護者への相談窓口の周知徹底をする。
- ② 複数での指導体制により独善的指導を排除する。
- ③ 相談、観察等により教職員の変化を読み取る。
- ④ 管理職による部活動指導の巡回をする。
- ⑤ 認知の偏りについてセルフチェックを行う研修の機会を定期的に実施する。

○ チェックポイント

- 教職員一人一人が、身近な言動を見直し、互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係がありますか。
- 教職員一人一人が、お互いを働く仲間として尊重していますか。
- 飲酒の席だからと不適切な言動を容認する風潮はありませんか。
- 性に関する受け止め方に個人差や男女差があるということを認識し、この程度なら相手も問題にしないだろうという憶測をしていませんか。
- 不快に感じるかどうかは、個人差があるという認識はありますか。
- 生徒は拒否できなかったり、嫌だと意思表示できなかったりする場合が多いということを認識していますか。
- セクシュアル・ハラスメントに関する所属相談員が設置されていますか。

V わいせつ行為根絶のために

わいせつ行為とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為および13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

○ 事例

【事例1】

A教諭は、部活動の中で女子生徒に対して、被処分者が家から持ってきた下着をはかせたり、下着

に触ったり、はいた下着を持ち帰ったりするなどのわいせつ行為を行った。

【事例2】

B教諭は、女子中学生に対し買春行為を行ったとして、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春）」違反の疑いで逮捕され、本人がその事実を認めた

【事例3】

C教諭は、中学校の女子生徒に対して性的な内容を含むメールを繰り返し送付した。また、女子生徒が高等学校に進学した後も、女子生徒に対してわいせつな行為を行った。

【事例4】

D教諭は、出張途中に立ち寄ったコンビニエンスストアにおいて、所持していたカメラ付き携帯電話を使用して、店内にいた女子高校生のスカート内を撮影した。また、同店において、別の女子高校生のスカート内を撮影しようとした。このことにより、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反で罰金50万円に処された。

○ 事例から学ぶこと

- ① 密室で生徒と2人きりで会うことは避け、できる限り複数で指導するようにしなければならない。
- ② 特定の生徒と個人的なメールのやり取りが頻繁になると、次第に親密になりやすくなるため、必要以上に個人的な接触を持たないよう注意しなければならない。
- ③ 生徒を健全に育成しなければならない教師でありながら、性的関係を持つという行為は自己中心的な行為である。
- ④ このような行動が、生徒の心身の成長に及ぼす悪影響を看過している。
- ⑤ 教師という立場を利用し、自己中心的な興味本位の悪質な行為である。
- ⑥ 人権感覚に欠け、生徒を性的な関心、欲望の対象としている。
- ⑦ 修学旅行等の宿泊を伴う引率における生徒の見回りは、複数の教諭で担当する必要がある。
- ⑧ 加害者の動機は性欲というより、支配欲であること。

○ 私たちができること

〈個人としてできること〉

- ① 相談活動をする際のルールを遵守する。
- ② 生徒を居残りさせる際のルール（一対一にならない。生徒と同性の職員の同席。閉鎖空間にしない。等）を遵守する。
- ③ 生徒とのメールのやりとりをしない。
- ④ 盗撮は犯罪である意識をもつ。
- ⑤ 悩み事等を、管理職、同僚等に相談する。
- ⑥ 盗撮を疑われるような行為をしない。
- ⑦ 不祥事の結果のもたらす影響の大きさを想定する。

〈同僚・管理職としてできること〉

- ① 生徒・保護者への相談窓口の周知徹底をする。

- ② 複数での指導体制により独善的指導を排除する。
- ③ 相談、観察等により教職員の変化を読み取る。
- ④ 個別に面談するなどして、不祥事防止 0 に向けた指導を繰り返し行う。

○ チェックポイント

- 生徒、保護者の反応を敏感に察知するとともに、生徒、保護者が教職員に対して気軽に意思表示できる環境がありますか。
- 教職員がお互いのコミュニケーションを積極的に図れる職場環境がありますか。
- 密室での生徒への指導は一人で行わず、できる限り複数で行うようにしていますか。
- 修学旅行等の宿泊を伴う引率における生徒の見回りは、複数の教諭で担当し、終了後に責任者に報告していますか。
- 宿泊を伴う引率業務の際、夜に飲酒をしてから接していませんか。
- 生徒と個人的なメールの送受信をしていませんか。

VI 個人情報持ち出しに等する漏洩防止のために

個人情報とは、氏名、住所、生年月日、電話番号、健康状態、病歴、家族状況、職業、年収などの個人に関する情報で、誰の情報かが分かってしまうすべてのものをいう。

○ 事例

【事例 1】

A教諭は、飲食店に 3 本の U S B メモリーが入った鞄を置き忘れた。U S B メモリーの 1 本には、今年度実施した入学者選抜データの一部が保存されており、A 教諭は、持出すべきでない個人情報を持ち出し紛失させた。



【事例 2】

B教諭は、学校で使用していた個人所有のパソコンを自宅へ持ち帰るため、鞄に入れ自動車内に置き、帰宅途中温泉に立ち寄った（車は施錠していた）。1 時間後、入浴を終え自動車に戻ると、パソコンが鞄ごと盗まれていた。パソコンの中には、生徒の成績を含む個人情報も保存されており、B教諭は校長から許可を得ずに時々自宅に仕事を持帰っていたが、今回も自宅で成績処理をしようとしていた。

【事例 3】

C諭は、終業式を欠席した生徒宅に通知票を届ける途中、買い物のために駐車場に自動車を止めた。短時間で済むと思い、施錠せずに買い物をして数分後に駐車場に戻ると、通知票の入った鞄が盗まれていた。

【事例 4】

D教諭は、自宅で仕事をしようと、校長から許可を得て、生徒の住所や家族構成など個人情報の入った U S B メモリーを持ち帰り、自宅のパソコンで作業をしていた。しかし、そのパソコンがウ

イルスに感染し、生徒の個人情報がインターネット上に流出してしまった。しかし、流出したこと気に気づかず、1ヶ月後、県民からの指摘で判明した。

○ 事例から学ぶこと

- ① 個人情報が記載された文書・書類やパソコン・電信媒体等は、原則として校外へは持ち出さない。
やむを得ず持ち出すときには、校長の許可を得る必要がある。
- ② 電子データを持ち出す際は、万一のためパスワード等による情報セキュリティ対策をする必要がある。
- ③ 校長の許可を得て持ち出した個人情報が記載された文書等は、取扱いに十分注意する必要があり、寄り道せず、真っ直ぐ帰宅するなど気をつけなければならない。
- ④ コンピュータにウイルス対策ソフトを導入し、適時、ウイルス対策ソフトを最新の状態にする必要がある。
- ⑤ 自分のパソコンから情報が流出するはずがないと思いこまず、常に、ウイルス等による情報流出の危険性があることを認識し、必要な情報削除するなど、万一の場合を考慮した対策が必要である。

○ 私たちができること

〈個人としてできること〉

- ① 個人情報（電子情報、文字情報ともに）を校外に持ち出さない。
- ② 個人情報の保存先の把握及び保存媒体の管理を徹底する。
- ③ 校内セキュリティポリシーを遵守する。
- ④ ファイル交換ソフトのインストール厳禁。
- ⑤ ウイルス対策ソフトの更新をする。
- ⑥ 管理簿への記入の徹底をする。
- ⑦ 紛失時は早急に報告する。

〈同僚・管理職としてできること〉

- ① 校内研修等により、個人情報保護及び情報管理についての共通認識を深める。
- ② 個人情報の適正管理について職員への周知を徹底する。

○ チェックポイント

- 個人情報が記載された文書・書類を外部の人の目に触れる場所に放置しないようにしていますか。
- 個人情報の保管、活用の状況を把握していますか。
- やむをえず、個人情報が記載された文書・書類やパソコン・電信媒体等を校外へ持ち出すときは、校長の許可を得ていますか。
- 校長の許可を得て持ち出した個人情報が記載された文書等を車内に放置しないようにしていますか。
- コンピュータのOSやソフトウェアを定期的にアップデートし、最新の状態にしていますか。

- コンピュータにウイルス対策ソフトを導入し、適時、ウイルス対策ソフトを最新の状態にしていますか。
- 電子データにはパスワード等による情報のセキュリティ対策をしていますか。
- 不要になったUSBメモリやCD-R等は、内容を消去したうえで物理的に破壊するなど、データの復元ができないように処分していますか。

VII 公金等の不正経理根絶のために

不正経理とは、授業料等の公金及び生徒徴収金等の私費を横領、窃取等 の他、自己保管中の流用等不適正な処理をいう。



○ 事例

【事例1】

多額の借金を抱えたA事務職員が、自らが会計を担当していた後援会等の会費を2年にわたって着服し、借金の返済に充てていた。この学校では担当にまかせきりであり、複数で確認する体制になっていたなかった。

【事例2】

B教諭は学年費や生徒会費の会計を担当していたが、集めた金銭を銀行に預金することなく、自宅に保管していた。また、業者への支払いも滞りがちであり、帳簿もつけずに、いったんB教諭が立て替えた後で、保管していた現金から補填するなどの不適切な経理をしていたため、年度末には20万円の使途不明金を生じさせた。

○ 事例から学ぶこと

- ① 保護者から集めたお金である生徒徴収金（学年費、旅行貯金など）は公金と同様の意識で取り扱うことが必要であり、一時的にでも私的に使い込むことは、横領であり、犯罪である。
- ② 生徒徴収金の現金は、速やかに金融機関に預金することが大事である。
- ③ 現金の取り扱いに関する事務は、複数で処理する体制を取る必要がある。

○ 私たちができること

〈個人としてできること〉

- ① 借金等の個人的問題であっても一人で抱え込まない。
- ② 家族の借金でも自分に身に覚えがなければ、周囲の者や警察に相談する。

〈同僚・管理職としてできること〉

- ① 「会計事務処理基準」により、適切な事務処理を行う。
- ② 複数で会計事務を行う。（通帳と印鑑は別の個人が保有する）
- ③ 支出伺、収入伺を徹底する。
- ④ チェック体制、監査体制の強化をする。
- ⑤ 学年費等保護者から徴収したものは、必ず保護者の会計監査を受ける。

- ⑥ 職員の生活状況や健康等の個人的な問題に日頃から目を配る。
- ⑦ 助け合い、支え合う職場の雰囲気作りに努める。
- ⑧ メンタルヘルス事業や生活相談事業等の周知を図る。
- ⑨ 不祥事根絶について職員に周知徹底する。

○ チェックポイント

- 学年費、旅行貯金などの生徒徴収金の現金は、速やかに金融機関に預金していますか。
- 学校徴収金は、一時的な場合であっても、ロッカーや机に保管せず、金融機関に預金又は耐火金庫に保管していますか。
- 公金や学校徴収金の立替はありませんか。
- 教材費等の支払いは、速やかに行われていますか。
- 出納簿や領収書は整理されていますか。
- 支出伺、収入伺いは整理されていますか。
- 複数人による定期的な会計監査が行われていますか。
- 個人の金銭と公金や学校徴収金を明確に区別していますか。
- 公金等の取り扱いに関する事務は、複数で処理する体制を取っていますか。

VIII 他の非違行為根絶のために

◆ 窃 盗

- 私たちができること

<個人としてできること>

- ① 公務員の信用失墜行為は厳禁という意識を徹底する。
- ② 公務員としてはもとより、社会人として犯罪行為は決して行ってはならないという意識を徹底する。
- ③ 返済に窮するような借金をしないよう計画的な生活設計を家族とともに心がける。
- ④ 現金は身につけているか、鍵のかかるところに保管する。
- ⑤ 模範となる教師が生徒に常日頃からしてはいけないと指導してきたことをしたらどうなるかと] いう意識を徹底する。
- ⑥ 故意とは認められない行為でも結果責任を問われたら、懲戒処分になるという処分基準を熟知する。

<同僚・管理職としてできること>

- ① 職員の問題行動、私生活の乱れなどを徹底的に察知し、気軽に職場内で相談できるような雰囲気作りをする。
- ② 職場での服務規律確保の徹底をすることで、日常的に注意喚起をする。
- ③ 故意とは認められない行為でも処分対象になるという意識を徹底する。
- ④ 懲戒処分基準、新聞報道等された全国の処分事柄を、タイムリーに情報提供する。

◆ 職務離脱

- 私たちができること

〈個人としてできること〉

- ① 服務についての意識を徹底する。

〈同僚・管理職としてできること〉

- ① 管理職として服務監督を徹底する。

- ② 服務について職員へ周知徹底する。

◆ 器物破損

- 私たちができること

〈個人としてできること〉

- ① 一人で悩まない。

- ② ストレスをため込まないように、リフレッシュとなる解決策を図る。

- ③ 同僚や家族等のコミュニケーションを積極的に図る。

〈同僚・管理職としてできること〉

- ① 職責の重さを再確認する。

- ② 職場の日々の変化に気づく観察と職員のコミュニケーションに努める。

セクハラ・わいせつ行為の苦情がなされた場合のマニュアル

- 1 事態を悪化させないようにするために、可能な限り迅速に対応するとともに、被害者が悩み、苦痛に感じていることが確認される場合には、たとえ、性的言動が軽度なものであっても、行為者に状況を伝えて注意する等、きちんとした対応を図ること。
- 2 相談者から事実関係等を聴取するに当たっては、相談者が求めていること、また、相談者の心身の状態等に鑑み、どの程度の時間的余裕があるのかについて把握すること。
- 3 事実関係については、次の事項を確認すること。
 - (1) 当事者（被害者及び加害者とされる職員）間の関係
 - (2) 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
 - (3) 相談者は、加害者とされる者に対してどのような対応をとったか、また、加害者とされる者はどのような対応をとったか。
 - (4) 相談者は、その他どのような対応をとったか。なお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り従るものか、又は他に目撃者はいるのかを把握すること。
- 4 原則として、加害者とされる者からも事実関係等を聴取する必要があること。なお、加害者とされる者から事実関係等を聴取するに当たっては、2及び3を参考とするとともに、加害者とされる者に対して十分な弁明の機会を与えること。
- 5 当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実確認が十分にできないと認められる場合は、第三者から事実関係等を聴取することも必要であり、聴取するに当たっては、2及び3を参考の上、適切に対応すること。
- 6 苦情相談を受けるに当たっては、相談内容が他の者に見聞きされないよう遮断された場所において実施すること。
- 7 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知りえた秘密の保持を厳守す

ること。

8 苦情相談について具体的な措置を講じる場合は、校長と相談の上、これを行うこと。

9 苦情相談を受けた場合の手続

- (1) 苦情相談を受けた場合は、処理内容等を記録すること。
- (2) 直ちに「事故速報カード」等を用い、市教育委員会に報告すること。
- (3) 校内での対応方法等を判断するために必要がある場合は、市教育委員会に相談すること。
- (4) 苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、当該苦情相談をした者に説明すること。
- (5) 関係者等に事実の確認等を行った時点又は解決に向けて相応の対応をした時点において、校内では解決できないと判断した場合には、解決できないと判断した理由、事案の問題点等を明確にし、市教育委員会に相談すること。

危機管理の原則は「最悪を想って、慎重にかつ素早く、誠意をもって、組織で対応する」とことと言われる。

つまり、

「さ」=最悪を想って

「し」=慎重に

「す」=素早く

「せ」=誠意をもって

「そ」=組織で対応する

敏速で的確な初期対応、被害を受けた者に対する誠実な対応、管理職中心の組織対応。これらが機能すれば、「災い転じて福となす」と言われるものとなる。

また、「さ・し・す・せ・そ」を別の言い方でいえば、

「さ」=最初の対応を慎重にかつ素早く的確に行う（初期対応の重要性）

「し」=指揮系統をはっきりさせる（校長を頂点とした組織対応）

「す」=推測で動かず、正確な情報を得て、経過を記録する（情報収集と伝達）

「せ」=戦略と戦術に長ける（首尾一貫した戦略と臨機応変の戦術）

「そ」=組織の役割を明確にする（一人一役、最後まで遂行）

※研修内容により外部講師を招聘し研修を行う。また、適宜、PTA会長や東の子応援団推進委員にも研修に参加をお願いし、助言をいただく。